平成２１年（フ）第３２２号
茨城県土浦市真鍋４丁目２番24号
債務者　板橋　正道
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６号
福井市下馬２丁目702番地　パルコピオーネB108、旧住所福井市加茂河原２丁目４番28号　信開トピア足羽425
債務者　品川　一広
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
福井市下馬２丁目702番地　パルコピオーネB108
債務者　品川真実子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
福井県あわら市舟津第32号１番地１
債務者　齊藤　慶子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０５号
福井県坂井市丸岡町礒部島第９号13番地31
債務者　斎藤　　実
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
福井県鯖江市水落町４丁目６番22号
債務者　伊東　正桂
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
福井県鯖江市下野田町第５号15番地11
債務者　西岡千津子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
福井県吉田郡永平寺町松岡葵１丁目88番地
債務者　富田　政宏
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３５号
福井市大願寺１丁目７番21号　アルカディア越前102号室二木なつ子方、旧住所石川県小松市栄町30番地２
債務者　福田　正男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
長野市大字富竹947番地２
債務者　原口穂都美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
長野市大字栗田71番地３
債務者　水谷香代子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
岐阜市茜部菱野２丁目128番地１サンハイツ11―305号室
債務者　三浦智奈美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５２号
岐阜市加納本町３丁目８番地２
債務者　松本　紀春
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６２号
岐阜県各務原市蘇原清住町３丁目92番地１
債務者　**藏**満　紀行
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７７６号
岐阜県関市西仙房３番12―206号
債務者　安江　光子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７７７号
岐阜県関市西仙房３番12―206号
債務者　安江　一夫
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７８３号
岐阜市加納愛宕町18番地１愛宕住宅417号室
債務者　髙橋　茂子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９４号
岐阜市中西郷682番地高橋アパート101号室
債務者　稲塲　　力
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所